

岡山県中小企業省エネ設備更新補助金（第2期）実施要領

（趣旨）

第1 岡山県中小企業省エネ設備更新補助金（第2期）（以下「補助金」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

（対象設備）

第2 中小企業者が計画したエネルギー使用合理化に向けた取り組みに要する、省エネルギー性能の高い設備及び機械であり、次に掲げるものとする。

- (1) 既存設備と更新設備を比較して、設備・機械メーカー又は納入業者等によって省エネルギー効果又は高効率効果が5%以上見込まれると証明されたもの
- (2) 令和5年9月30日までに納入並びに支払が完了するもの

（対象経費）

第3 次の経費は、交付要綱に定める補助対象経費に含まれないものとする。

- (1) 汎用性が高い物品等に要する経費
- (2) 設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- (3) 消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- (4) 設備等のリース・レンタルに要する経費
- (5) 中古品の購入に要する経費
- (6) 既存設備の改良・改修に要する経費
- (7) 公租公課
- (8) 保険料
- (9) 手数料
- (10) 申請書作成に要する経費
- (11) 補助事業の実施に係る自社の人工費、旅費
- (12) 支払利息及び遅延損害金
- (13) 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- (14) 国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- (15) 自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等に係る経費
- (16) 建物、構築物の購入等に要する経費
- (17) 自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）
- (18) 太陽光発電設備
- (19) 営業所など事務所に設置される設備（複写機など）や兼用設備
- (20) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

（交付の申請）

第4 補助事業者が交付要綱第4条により補助金の申請を行うとき、様式第2号と併せ提出が必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費明細表に記載された設備等に対応する見積書（その設備等の規格、仕様、価格、納期等概要が記載されたもの）及び同一条件の相見積書もしくは

業者選定理由書

- (2) 設備比較証明書（省エネルギー性能を証する書面）（要領様式1）
- (3) 誓約書（要領様式2）
- (4) 直近1期分の決算書の写し
 - *直近1期分の決算書の提出ができないものは、法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、個人事業主の場合は、開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
- (5) 県税に未納がないことの証明ができる書類又は徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し
- (6) 更新（入替）前の設備の写真
- (7) その他、会長が必要と認める書類

（事業の内容の変更）

第5 交付要綱第10条による事業の内容の変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の20%を超える減額を行う場合
 - (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合
- 2 補助事業者が交付要綱第10条により補助金の変更承認申請を行うとき、様式第4号と併せ提出が必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費の減額を行う場合、設備等の変更後の見積書
 - (2) 購入する設備等の機種・規格の変更及び同等品への変更を行う場合、変更後の設備等の見積書及びその設備等の規格、性能、定価等概要が分かる書類
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 3 交付要綱第10条における「軽微な変更」とは、当初計画の目的を達する範囲内における次の変更とする。
- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の減額を行う場合
 - (2) その他会長が軽微なものと認める変更を行う場合

（実績報告）

第6 交付要綱第15条による実績報告には、様式第9号と併せ、次の書類の添付を求める。

- (1) 購入した設備等の納品書、請求書、支払を証する書面の写し
- (2) 購入した設備等の写真
- (3) 既存設備の廃棄等の証明書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7 交付要綱第16条に定める「現地調査等」では次の事項を確認する。

- (1) 購入した設備等の設置・稼働状況
 - (2) 実績報告書へ添付した書類の原本
 - (3) 事業の出納に関する帳簿
 - (4) その他会長が実績報告書記載事項で確認が必要と判断したもの
- 2 前項の事項を確認できた場合は、必要に応じて、設備等へステッカーを貼り付けるなどの手段により、設備等へ補助金が充当されていることを明示する。

附 則

この実施要領は、令和4年10月14日から施行する。